

経税部
だより

2018年分以後の税制改正留意点

税理士
井川 博幸

2017 (平成29) 年
税制改正及び2018
(平成30)年税制改正大綱
のうち、2018 (平成
30) 年分以後に適用され

る主要なものについて、
既にご存知のことと思
いますが、改めてその内容
及び留意点について触れ
ておきたいと思えます。

I 17年度税制改正で18年分 以後に適用されるもの

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

1. 改正の背景

配偶者が就業時間を調
整する(103万円以内
に給与収入を抑える)こ
とによって、納税者本人
に配偶者控除が適用され
るいわゆる103万円の
壁や、この103万円が
就労における心理的な壁
として作用していること
と。また、生産年齢人口
が減少し人手不足を感じ
ている企業が多い中、給

与収入を一定の範囲内に
抑えるために就業時間を
抑える傾向は、最低賃金
が引き上げられていくに
つれ、更に強まることな
どが懸念されています。
このようなことから、
就業調整を意識しなくて
も済む仕組みを構築する
観点から見直しが行われ
ました。

りませんでしたが、20
18 (平成30) 年分以後
は、納税者本人の合計所
得金額により表1のとおり
り通減され、1,000
万円を超える場合は、配
偶者控除の適用ができな
くなりました。

② 配偶者特別控除の見直し (表2)

配偶者特別控除の対象
となる配偶者の合計所得
金額が38万円超123万
円以下(改正前38万円超
76万円未満)に引き上げ
られると共に、納税者本
人の所得要件について表
2のとおり控除額が3段

階で減少する仕組みが導
入されました。

なお、従前どおり納税
者本人の合計所得金額が
1,000万円を超える
場合には、配偶者特別控
除は適用できません。

表2 2018年分以後の配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額			1000万円超
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	
38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円	0円 (控除なし)
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円	
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円 (控除なし)			

(2) 地方税関係

① 配偶者控除の見直し (表3)

配偶者控除は、納税者
にその年の12月31日の現
況で、民法の規定による
配偶者であることや年間
の合計所得金額が38万円
以下であることなどの一
定の要件を満たす控除対
象配偶者がいる場合に
は、納税者本人の所得計

算上、38万円(対象とな
る配偶者の年齢が70歳以
上である老人控除対象配
偶者の場合は48万円)の
所得控除が受けられる制
度です。
これまでは、配偶者控
除の適用に当たって、納
税者本人の所得要件はあ
る納税義務者について適

② 配偶者特別控除の見直し (表4)

配偶者特別控除の対象
となる配偶者の前年の合
計所得金額を38万円超1
23万円以下(改正前38
万円超76万円未満)に引
き上げると共に、納税者

用する配偶者控除の額が
納税者本人の所得により
表3のとおり通減されま

す。
なお、前年の合計所得
金額が1,000万円を
超える納税義務者につ
いては配偶者控除の適用が
できなくなりました。

(3) 改正に伴う注意点

以上の改正は、201
8 (平成30) 年分以後の
所得税及び2019年分
以後の個人住民税につ
いて適用されます。
所得計算を実績で計算
されているところで、青
色専従者給与を支給され
ているところは、元々配
偶者控除・配偶者特別控
除の適用がありませんの
で特に問題はありませ

ん
が、措置法第26条を適用
されているところなど
で、配偶者控除を受けて
おられるところについて
は、合計所得金額が90
0万円を超えたと、表
1、表3のとおり配偶者
控除が減少する場合や、
控除額が0円となる場合
が出てきますので、十分
ご注意ください。

が、措置法第26条を適用
されているところなど
で、配偶者控除を受けて
おられるところについて
は、合計所得金額が90
0万円を超えたと、表
1、表3のとおり配偶者
控除が減少する場合や、
控除額が0円となる場合
が出てきますので、十分
ご注意ください。

基礎控除について、国
税・地方税共に次の見直
しが行われます。
(国税)
(ア) 控除額を一律10万
円引き上げる。
(イ) 合計所得金額が
2,400万円を超える
個人についてはその合計
所得金額に応じて控除額
が通減し、合計所得金額
が2,500万円を超え
る個人については基礎控
除の適用はできないこと
とする。
見直しの結果、基礎控
除額は表6のとおりとな
ります。

(4) 個人住民税特別徴収額通知書について

給与所得に係る住民税
の特別徴収額通知(特別
徴収義務者用)につ
いて、当該通知に記載す
べき事項を電子情報処理
組織(ELIX)で使用
する方法等により提供す
る。

働き方の多様化を踏ま
え、特定の働き方だけ
なく、様々な形で働く人
をあまねく応援し、一
方改革」を後押しする
観点から、個人所得税の
見直しを行うとし、給与
所得控除を一律10万円引
き下げ、基礎控除を一律
10万円引き上げると共
に、給与所得控除との調
整から青色申告特別控除
を10万円引き下げるとし

ています。合計所得金額
・電子帳簿保存又は電子
申告を行うかどうかによ
り税負担が増減します。
以上の改正は、202
0年分以後の所得税及び
2021年分以後の個人
住民税について適用され
ます。実際の適用まで
は時間がありますので、
その対応について検討し
ておくことが必要です。
(終わり)

II 2018 (平成30) 年度 税制改正大綱から

昨年、12月22日201
8 (平成30) 年度税制改
正大綱が閣議決定されま
した。詳しい内容につ
いては別に詳述される予定
ですが、個人所得課税の
改正で注意すべき部分の
みご説明致します。

1. 個人所得課税の見直し

(1) 給与所得控除等 (国税・地方税)

給与所得控除につ
いて、次の見直しが行わ
れます。

- ① 控除額を一律10万円
引き下げる
- ② 給与所得控除の上限
額が適用される給与等の
収入金額を850万円、
その上限額を195万円
に引き下げる。

表5 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

青色申告特別控除につ
いて、次の見直しが行わ
れます。

- ① 青色申告特別控除の
控除額を55万円(現行
65万円)に引き下げる。
- ② ①にかかわらず、次
の要件のいずれかを満た
す場合には青色申告特別
控除の控除額を65万円と
する。

表6 所得税・基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円 (控除なし)

(2) 青色申告特別控除 (国税・地方税)

係る仕訳帳及び総勘定元
帳について、電子計算機
を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法
等の特例に関する法律の
定めるところにより電磁
的記録の備付け及び保存
を行っていること。

(3) 青色申告特別控除 (国税・地方税)

係る仕訳帳及び総勘定元
帳について、電子計算機
を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法
等の特例に関する法律の
定めるところにより電磁
的記録の備付け及び保存
を行っていること。

表7 地方税・基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円 (控除なし)